○厚生労働省告示第二十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第６に第11部として次のように加える。

第11部　注射薬			
品名	規格単位	(10)	
（ハ）			
ヘパリンNaロック用10単位／mLシリンジ５mL「タナベ」	50単位５mL１筒		
ヘパリンNaロック用10単位／mLシリンジ10mL「タナベ」	100単位10mL１筒		
ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ５mL「タナベ」	500単位５mL１筒		
ヘパリンNaロック用100単位／mLシリンジ10mL「タナベ」	1,000単位10mL１筒		
㈱ヘパリンナトリウム注１万単位／10mL「タナベ」	10,000単位10mL１瓶		
㈱ヘパリンナトリウム注５万単位／50mL「タナベ」	50,000単位50mL１瓶		
外用薬			
品名	規格単位		
（ヰ）			
レボフロキサシン点眼液0.5%「ＮＰ」	0.5%１mL		

○厚生労働省告示第二十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一項ただし書並びに厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表４から６まで及び18の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成二十四年厚生労働省告示第百六十五号）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から適用する。

平成二十六年二月三日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第三に次のように加える。

31336	長野	長野県厚生農業協同組合連合会　佐久総合病院　佐久医療センター	0.0653	0.0299

○国土交通省告示第七十七号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の規定に基づき、船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九号を削り、第二十八号を第二十九号とし、第十四号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号を削り、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド

第九号の次に次の一号を加える。

十　ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド

第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一　THE STANDARD CLUB ASIA LTD.

三十二　THE STANDARD CLUB EUROPE LTD

三十三　The Standard Club Limited

第三十四号を削り、第三十六号を第三十四号とし、第三十五号を第三十七号を削り、第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げ、本則に次の一号を加える。

四十二　Amlin Europe N.V.

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年一月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―513号	不燃性材料	ダイパライト	日本インシュレーション株式会社　大阪府大阪市中央区南船場一丁目18番17号

○国土交通省告示第七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十六年一月二十日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5176号	高機能グループ呼出受信機	ＪＵＥ―87	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号

○国土交通省告示第八十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十六年一月二十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月三日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	型式変更の内容
第Ｆ―361号	表面仕上材（一次甲板床張り材）	カルムーンシート（床用）	積水化学工業株式会社　樹脂層の仕様を変更
第Ｆ―362号	表面仕上材（難燃性上張り材）	カルムーンシート	〃　〃